

民事判決情報データベース化検討会

第10回会議議事録

- 第1 日時 令和5年7月19日(水) 自 午後1時30分
至 午後4時30分
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 取得する民事判決情報の範囲
 - 3 適切な仮名処理の在り方
 - 4 民事判決情報の提供
 - 5 事後的な措置
 - 6 次回以降の議事、日時等の説明
 - 7 閉会

議 事

山本座長：

それでは、定刻となりましたので、ただ今から民事判決情報データベース化検討会第10回の会議を開会したいと思います。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は所用のため、板倉委員が午後4時頃、小塚委員、町村委員が午後3時頃、湯淺委員が午後3時20分頃、それぞれ御退出の予定と承っております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配布資料等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。資料の確認をさせていただきます。まず、「事務局作成資料」でございます。資料の詳細は議事の中で御説明差し上げたいと思います。また、会議用資料としまして、次回以降の日程等について記載したものを配付しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、早速審議の方に入りたいと思います。事務局作成資料に沿って御議論いただきたいと思いますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それでは資料を共有させていただきます。

スライド2を御覧ください。丸が二つあるかと思いますが、二つ目の丸に本日の会議の内容を記載しております。本日は、主として第7回の検討会で御議論いただきました事項について、その議論の中でお出しいただきました御意見等を踏まえて、改めて御議論をお願いしたいと考えております。

スライド3を御覧ください。本資料の概要となります。論点としては四つ挙げさせていただきますが、論点ごとに御議論をお願いしたいと考えております。まず、論点1について事務局から説明を差し上げたいと思います。

論点1でございますけれども、訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案についても、基幹データベースに収録することの是非、それから配慮の在り方について改めて御意見を頂きたいと考えております。

スライド5を御覧ください。本検討会の議論におきましては、当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案についても、利活用の道を閉ざすのは相当ではなく、基幹データベースに収録すべきであるという考え方、それから、それを収録することとした場合に、訴訟関係人のプライバシー等に対する配慮が必要となりますけれども、そのための措置としては適切な仮名処理を含む民事判決情報の安全管理のために必要となる措置のほかに、閲覧等制限決定の対象部分については基幹

データベースに収録しないこととするなど、閲覧等制限の制度ですとか、住所・氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築することなどが考えられるのではないかとといった考え方について、検討会では大きな異論がなかったところではないかと思われます。

スライド6を御覧ください。もっとも、この検討会におきましては、申立てが仮にあるとすれば閲覧等制限や住所・氏名等の秘匿決定がされ得る可能性があるにもかかわらず、申立てが行われぬがためにこれらの決定がされない事案もあり得ることから、先に申し上げた仕組みに加えて、そのような事案について情報管理機関が仮名処理等の措置を講じる必要があるのではないかという御指摘もありました。そこで、改めて事務局の方で考え方を整理したのがこれから申し上げることになります。まず、住所・氏名等の秘匿の制度でございますけれども、これは審議の過程で秘匿の申立てが行われぬのであれば、その対象となり得る情報は既に相手方当事者に知られているのが通常であると考えられますので、なお当該相手方当事者との関係で秘匿すべき情報が民事判決情報に含まれていることは直ちに想定されないのではないかと考えられます。

スライド7を御覧ください。次に、閲覧等制限の制度でございますけれども、判決書に対する閲覧等制限の申立てが行われていない事案につきましては、仮に申立てがあれば閲覧等制限決定の対象となるような情報については、そのような情報に該当するか否かというのは正にその制度の枠組みの中で判断されるのが適当であると考えられますので、まずは判決書に対する閲覧等制限の申立てが検討されるべきではないかと考えられます。そうしますと、情報管理機関が民事判決情報を取得する前に、判決書に対する閲覧等制限決定がされた事案につきましては、閲覧等が制限される部分について情報管理機関が取得をしないという、先に申し上げたような仕組みに加えまして、情報管理機関が民事判決情報を取得した後に判決書に対する閲覧等制限決定がされた事案につきましては、その内容に応じて情報管理機関において事後的に閲覧等が制限される部分について仮名処理をすることが考えられるのではないかと思われます。こうした考え方を踏まえますと、訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられるとしても、先に申し上げたような事前の仕組みに加えて事後的な仮名処理を行うという仕組みを加えることによって、そのような配慮としては十分であるという考え方もあり得るように思われますので、この点について御議論をお願いしたいと思います。私の方からは以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ただ今御説明がありました論点1、取得する民事判決情報の範囲について、訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられた事案についても基幹データベースに収録することの是非に関する論点ですが、御説明があった事務局資料では、閲覧等制限決定の対象部分を除いて収録し、また収録後にその決定の対象となった部分については、情報管理機関において仮名処理を実施する

という措置を講ずることとして、それを踏まえてこうした事案についても基幹データベースに収録するという方向性が示されておりますが、この点につきまして、どなたからでも結構ですので御意見、御質問をお出しいただければと存じます。町村委員お願いします。

町村委員：

秘匿決定について、事後的に秘匿決定がなされた場合に追加的にそのような措置を取るとするのは賛成なのですけれども、一旦閲覧等制限なり秘匿が決定されたとしても、その後に解除されるということも法的にはあり得ますよね。そういう場合にこちらのデータベースはどうするのかという辺りは、少しこの論点の中でブランクになっているかというふうに思いました。

あと、事前の御説明の時に申し上げましたけれども、仮名処理はいずれにしてもするので、事後的に行う措置というのは仮名処理ではなく、秘匿措置や秘匿処理など、そういうようなことになるのかなというふうに思います。以上2点です。

山本座長：

ありがとうございました。今の御質問の点につきまして、事務局は何か考えがありますか。

事務局：

渡邊です。御指摘のような論点はあるのかなと考えてはおりましたけれども、この資料には直接的な記載はございませんので、町村委員の問題提起を踏まえて、もし何か御意見があればこの機会に頂きたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

町村先生の問題点への意見というわけではないのですが、スライドの7枚目に、収録後に閲覧等制限決定がされた場合については、当該決定の対象とされた部分についても事後的に仮名処理をするという措置を講じれば十分であるというような記載がされていたのですが、これは判決情報公開後に恐らく何らかの問題が生じたか、あるいは生じる可能性があることから、事後的なそういった対応をするべき事案であるといったようなケースを想定されている記述であるのかなと考えているのですが、この事後的な秘匿の決定や申立てがあった場合であるとか、あと事後的な仮名処理を申し立てるところから実際に仮名処理がされるまでのタイムラグというものはどうしても発生するように思えるのですが、この期間も判決情報というのはいかなる特段非公開にするとかいう保全の手続等をしなければ、公開されている状態が続いているという理解でよろしいのでしょうか。

山本座長：

御質問としますので、事務局からお答えいただけますか。

事務局：

渡邊です。なかなか難しい問題かと思っております。運用にも関わるところかなと考

ております。御案内のとおり判決の言渡しがされて、そのデジタルデータが情報管理機関に流れてくるということですが、当然運用では、判決の言渡しの前後に判決書に対する仮名処理をすべきかどうかというような検討が恐らく訴訟当事者の中では行われるのではないかと考えておまして、速報性を重視していくということであるのであれば、データベースに収録されたものは速やかに利活用機関に提供していくということになるかと思っておりますけれども、一方でそういった閲覧制限等の申立てが判決の言渡し後にされることもあり得るということを念頭に置くと、速報性をやや後退させても手厚い手当てをしていくのかということよりは更によく考えていかなくてはならないかと考えていたところではあります。

山本座長：

鹿島委員いかがでしょうか。

鹿島委員：

ありがとうございます。

山本座長：

それでは町村委員お願いします。

町村委員：

今の点ですけれども、申立てと同時に閲覧は制限されますよね。閲覧制限をするかしないかの決定があるまで第三者に請求できないということなので、そうすると、そのような申立ての付いた判決がこちらに仮に来るとすれば、その秘密記載部分とされる場所のマスクングというようなものは、やはりやらざるを得ないのではないのでしょうか。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。増田委員、お願いします。

増田委員：

少し確認なのですが、情報処理機関から利用機関の方に提供されていた場合、事後的にこういう手続があったときに利用機関の方としては契約上そういうことがあった場合は後日マスクングすることにするみたいな、そういう約束になるということではないのでしょうか。

山本座長：

それでは事務局にお願いできますか。

事務局：

渡邊です。貴重な御指摘だったかと思っております。そこも骨格として事後的な措置の在り方としてまずどうあるべきなのか。その在り方を決めた後に、今御指摘いただいたような派生的な論点についてどのような対応をしていくのかということを含めて検討していくことになるかと思っております。御案内のとおり、そういった事象が生じることはそのとおりかと思っておりますので、そこにどういう手当てをしていくのかということは考えなくてはならないかと思っております。

山本座長：

増田委員よろしいでしょうか。

増田委員：

はい、分かりました。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

今言うべきことではないのかもしれないのですけれども、まず、当事者の代理人が付いているときは、判決の閲覧制限の申立てを検討することは、当然代理人の義務としてやるべきことだと思うのですが、代理人が付いていない方もいらっしゃる場合があるということも考慮に入れる必要があると思います。また、時期の点で、すぐ申立てられたときにはその申立てがあったこと自体が情報管理機関にすぐ知らせることができるのかもしれませんが、少し間を置いて申立てがされたとき、あるいは第一審のところに記録があるのではなくて、もう控訴審の方に上がってしまっているときになってようやく申立てがあるということも、事態としては想定できるので、いくつかのタイムフレームみたいなものを考えていただいて、どう対応するのかということをしきめ細やかに考える必要があるのではないかと思います。

さらに、申立てについて、何月何日付け事件番号何番については、閲覧制限の申立てがあったということをシステム上知らせるといような形で対応するのか、そうではなくアナログ的に知らせるのか、これもシステム開発に関係してくるようには思いましたので、どこかで詰めなければいけないのかなと感じております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

皆様がおっしゃっているとおりだと私も思いますけれども、まず運用の手続については、最初に収録する段階では少し時差があった方が、申立てが多少遅れた場合も含めて反映しやすく、そういう意味で関係人の利害が守られる。他方で、一旦収録した後で事後的に申立てがなされた場合等には、むしろそれを早く迅速に通知、共有してほしいと、こういう二律背反する要求がありますので、実際に運用を考えるとそれがそううまくいくかというのは若干、ある程度妥協的にならざるを得ないところはあるのかなと感じているところです。いずれにしてもできる限りの運用を考えた方が良いと思います。

もう1点は、小町谷先生が言われたことは非常に大事だと私も思っていますと、裁判所から情報管理機関もそうですが、情報管理機関から二次利用者等に対してもデータをコピーしていく、したがって物理的に複製が増えていくということを想定するのか、それともクラウド等のような形で言わば一つのデータに対してアクセスをしていくのか。これは結構大きな問題ではないかというふうに私は思います。本当のことを言

えば、望ましいのはあまりデータを複製せずにオリジナルにアクセスしていく方がコントロールしやすいので、その方がベストなのだと思います。ただ、それがコスト的に、複製をしていく仕組みというのがある意味で作りやすいものですので、そういう意味で立ち上げ時には複製をする仕組みになってしまったとしても、それはやむを得ないかもしれませんが、一応その理想の状態というのは考えておいた方が良くないかなという気がしています。

山本座長：

ありがとうございました。それでは中原委員お願いいたします。

中原委員：

論点 1 に関しましては事務局の御提案、つまり情報管理機関による民事判決情報取得した後の段階についても、第一次的には閲覧等制限決定の仕組みによって対応するという御提案には基本的に賛成でありますけれども、1 点、今まで委員の先生方が御指摘されたところと重なりますけれども、既に利用者に対して民事判決情報が提供された場合にどういう対応をするかという問題があるということは注意する必要があるとあって、これは実は本論点だけには限られなくて、仮名漏れの事案等でも起こり得ることであると思います。既に提供した情報というのは取り戻せませんので、利用者に対して注意喚起をしていくというように事前説明では伺いましたけれども、具体的な方法も含めて議論していく必要があるのではないかなと思ひまして、先ほど言ったように仮名漏れ、一般の事案とこの閲覧等制限がかかるような事例というのは区別されるのかどうかなど、更には情報管理機関からデータベース会社のようなところ一括提供されただけなのか、それともエンドユーザーに渡っているのかということに依っても違った考慮というのが必要になってくるかもしれないと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

多分この論点は私が申し上げてしまったので、御検討いただいて大変有り難く存じます。大きな方向性としては、まずは当事者による閲覧制限の申立てを待つという方針については私も賛成をしたいと思ひます。

その上で 2 点コメントですけれども、一つは当事者に対して先ほど来お話がありましたように判決を得た当事者が申立てをするかどうかの検討をするだろうということでしたけれども、これについて、裁判情報が広く公開されることを踏まえて裁判所から当事者への教示をお考えいただくことが相当ではないかという点でございます。従来既に閲覧等制限についてはあるだろうと思ひますけれども、今回第三者との関係ということで少し利益が違いますので、その点も踏まえた教示が要るのかなということが 1 点です。

それからもう 1 点は、先ほど町村委員が言われた点ですけれども、仮名処理というのは、例えば住所や生年月日に関してはその一部について仮名処理をするというルールに

なっておりまして、後ろの方を見ますと都道府県等は名前が出そうな感じではありますがけれども、ここで言う特殊な事案との関係では住所等について全体をマスクングするというのが相当な場合もあろうかと思っておりますので、少しこの点でも区別をしていただいた方が良いかという感じがいたしました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

私は気付いた点を申し述べようと思っております。プライバシーに関してはもともと仮名処理の対象であることが多いと思っておりますし、一瞬表に出たとしてもプライバシーではなくなるわけではないというのが恐らく今の解釈だと思いますので、そんなにもすごく気を付けなくても大丈夫だろうと思うのですが、営業秘密の場合は、表に出てしまうと秘密管理性がなくなって全く保護されなくなってしまうと思っておりますので、非常に気を付けた方が良いと思っております。他方で、営業秘密を守らなければいけないのは恐らくある程度の規模以上の事業者でしょうから、それについては基本的には自分たちが申し立てていなかったものについてはしょうがないというのがあります。閲覧制限を申し立てていて、先ほどの時間のずれの関係で、今申し立てているだけで見られなくなるわけではないのですよね、恐らく。なので、それはもう遅かったらしょうがないということなのかもしれませんが、それによって営業秘密ではなくなってしまうとすると、プライバシーと違って結構民事訴訟リスク等の問題が出てきますので、営業秘密については、申立てがあったらアラートを出すようにするなどして気を付けた方が良いかと思っております。他方で、判決として出てしまった後で申し立てても営業秘密としてはもう意味がないのかなという気もします。ラグの関係ではアラートを出すような運用でも良いかなと思えました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。私が伺った限りでは、この論点1の中核的な事項は、基本的には、訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考える事案も含めて基幹データベースに収録するということ、ただその前提として、秘匿決定、閲覧等制限決定の対象部分は除くし、事後的に閲覧等制限決定が出た場合にはそれに応じて対応をするということ、という基本的なこの資料の立場に御異論はなかったように伺いました。

ただ、それに付随する論点として実に様々な点を御指摘いただいたかと思っております。まだ閲覧等制限決定が出ていない申立ての段階の処理。民事訴訟法第92条第2項によれば、裁判所の記録についても、第三者はその場合に申立てがあった段階で閲覧できない状態になるわけですがけれども、それとの関係でその取扱いをどうするか、裁判所から情報管理機関への連絡等をどうするか、裁判所が上訴審である場合どうなのか、あるいはシステム的にそういう通知が行われるようにするのか等々、どういう形で取り扱うのかといったようなことについての御指摘がありましたし、また、既に利活用機関に提供されている、

更にはエンドユーザーが閲覧できるような状態になっているところで制限決定がされたという場合に、それをどういうふうに取り扱っていくのかということについても御指摘、御意見があったかと思えます。先ほどの渡邊さんのお話では、この骨格部分が固まった後で今のような付随的な論点について更に詳細を詰めていくというお話であったように伺いましたので、本日頂いた様々な御意見を踏まえて、引き続き事務局の方でより細かい制度的な詰めをしていただければと思います。事務局の方はよろしいですか。

事務局：

はい、特にございません。

山本座長：

ありがとうございました。それでは引き続きまして、今度は論点2の方に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド9を御覧ください。論点2は、法人の名称等に対する仮名処理の要否について、改めて御議論をお願いするものとなります。

スライドの10を御覧ください。本検討会におけるこれまでの議論では法人の名称等については仮名処理をする必要はないという意見が大勢を占めたように思われます。

スライドの11を御覧ください。一方で、レピュテーションリスク等についての対応をどうするのかというところが話題になったところでございますけれども、中小企業を念頭に置いて個人事業主との均衡を考慮する必要があるとの御指摘ですとか、あるいは民事判決情報が文脈を外れて誤解を伴う形で取り上げられたり拡散されたりすることによって、取引先、顧客、消費者等に悪印象を与え、深刻な被害が生じる可能性もあり、経営基盤の脆弱性やリソースが十分でないこともあって、事後的な救済による損害の回復が困難になる可能性を考慮する必要があるのではないかとといった御指摘もあったところでございます。他方で、このような御指摘に対しては、近時企業経営における説明責任の社会的要請が高まっていることを踏まえると、レピュテーションの維持は法人の名称等を仮名化することによってではなく、適正な説明を尽くすことによって実現することが望まれるのではないかと意見もあったところでございます。また、今申し上げたような懸念すべき事態が生じるのは、そもそも考えますと、民事判決情報の利用のされ方に問題があるためであって、その解決の方法としましては、例えば情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律を工夫するなど、利用方法の適正化を図ることによって実現されるべきであるという考え方もあり得るのではないかと思われます。こうしたことを踏まえまして、改めて法人の名称等については事業の規模を問わず一律に仮名処理を不要とするという考え方もあるように思われますので、皆様の御意見を頂きたいと思えます。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点2、法人の名称等に関する仮名処理の要否についてということですが、この事務局作成資料では事業の規模を問わず、この法人の名称、住所等については、仮名処理を不要とするという方向性が一応示されているところですが、この点につきまして、どなたからでも結構ですので御意見、御質問を頂ければと思います。増見委員お願いいたします。

増見委員：

こちらの論点につきましては、前回私も意見を申し述べたところですが、中小企業の懸念に対する一定の配慮を頂いたことについて感謝を申し上げたいと思います。結論として、仮名化は必須ではないと考えるに至っております一方、やはり事務局の資料の中でも述べていただいているように、管理機関と利用者との間の提供契約における規律や、情報の使われ方の適正化というところが重要であるという視点から、利用者のリテラシーの向上に対する取組というところは、この場ではないかもしれませんが、議論を進めていただければと思っております。

特に、何度かこの検討会の場でほかの委員からも御指摘がありましたが、上訴審で係争中であつたり、まだ控訴期間中であつたりというところで下級審の結果の情報が公開されるという場合に、その後判断が変わったとか、今はまだ確定していないというようなところが利用者にも正しく分かるような仕組みというの、引き続き御検討いただければと思っております。

また、ここでの議論からは少し離れるかもしれませんが、訴訟が唯一の紛争解決の手段ではないこと、仲裁、調停等のADR、ほかの紛争解決手段の利用も検討すべきといったところも、特に中小企業等ではそのあたりのリテラシーが高くないところも多いですので、そういった教育、啓もうの方も進めていただければと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

基本的に増見先生がおっしゃっていたことと同じような意見になりますが、私の方でも前回、レピュテーションリスクというところで法人名の仮名化について意見を申し述べたところです。このデータベース化が実現して、企業名がオープンの状態で行うという取扱いになった場合に、やはり少なくとも基幹データベースの情報を基に、様々な信用の調査であるとかスコアリングの一要素としての取り込みという活用方法も想定されるかと思っております。このような利活用自体は全く否定するものではないのですが、法人については一律に説明を尽くすことによって生まれるレピュテーションの維持を図るべきであるとする、やはりいわゆる法人成りしたような個人事業主に近い法人というのは、資料に挙げていただいているような、大企業同様の説明責任を果たすということ自体のコスト負担というものが困難であることは十分に考えられるかと思っております。全ての法人を一律仮名処理の対象外とする取扱いについては、全国の司法書士会の担当者との意見

交換を行った際にも、依然としてやはり慎重な検討を要するのではないかというような意見であるとか、少なくともデータベースの利用によって取引における不当な取扱いが行われないように様々な政策上の配慮というものが必要ではないかという意見も聞かれるところでもございました。裁判の公開原則を徹底すれば、法人も含めて結局一切仮名処理は必要ないというところに最終的には行き着いてしまうものかと思いますが、一方で理論的に仮名処理の線引きを行うのが困難であるということも感じておりますので、お示しいただいた方針に特段反対をするという意図の意見ではないのですが、やはり民事判決情報の利活用の部分で、例えばトラブル企業マップとか破産者マップ同様の悪意を持った二次利用というのを回避する必要性は十分にあると考えておりますので、今後この点を踏まえた検討がなされることを望んでおります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

前回は述べたところですが、法人は簡単に名称も変えることができますし、それから利活用機関として想定される判例データベースへのヒアリングでは、割と大きい判例データベースは苦情があれば簡単に法人でも仮名にしてしまっているというような運用もありました。事実上、利活用機関として更に頒布されることが想定される判例データベースはそんなに数が多くありませんので、いくつかの判例データベースにお願いすればそれが仮名になるということであれば、情報管理機関側でわざわざ法人について何らかの線引きを設ける等の必要はないだろうということで、私は事務局案で賛成であります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

本論点ですが、私自身はもともとこういう事務局の提案の方向に賛成でありますし、先ほどから増見委員、鹿島委員が反対するものではないとおっしゃったことは非常によかったと思っております。他方で、両委員がおっしゃっているレピュテーションリスクが特に中小企業者には大きいのだという御指摘は、やはり非常に重く受け止める必要があると私は思っております。それは資料に書いておられるとおりの適正化、つまり何が適正な利用かということ自体がまだまだ社会の中でも、ひょっとしたら法律家の中でも共有されていないという面もあるのではないかと思いますので、これは継続的に検討する必要があると思っております。この検討会ではないかもしれませんが、ワンアイデアとしては、例えば情報管理機関が一種の公益的業務や啓発的業務等として行うというようなこともあってよいかなというふうに感じている次第でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは岩田委員お願いいたします。

岩田委員：

この論点について、今まで委員の皆様方から御説明いただいたところに私も賛成でございます。中小企業で特に法人になったばかりのような本当に小さい企業ですと、ほぼ個人と同じような関係のリスクが出てくると思いますので、その点については今後の利活用の際のいろいろな施策でカバーされていくのが良いと思います。経団連を通じて大手企業の複数社に、この点についてもう一度意見聴取を行いましたけれども、特に反対の意見はございませんでしたことを申し述べておきたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

私は事務局案に賛成しておりまして、確かに個人自営業者の方や小規模事業者の方と様々いらっしゃる、そのレベル感というのもいろいろあると思います。それを一つ一つ名前を仮名化するのかどうかということ判断するということも非常に手間が掛かることなのかなと思うことが一つと、それから一般の消費者の立場からすると、やはり事業者名というのは知りたいということが基本的でございます。そして今様々なことで、SNSをはじめとして、いろいろな角度から評価をして情報を発信していくということがあるので、むしろきちんとレピュテーションリスクに対して説明をするということが、この問題だけではなく自らを守るという意味では非常に重要なことになってくるのではないかと思いますので、そういう観点からもやはりそういうことを心掛けてやっていくということをお願いしたいと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

実は私は、この論点を書かれた資料が送られてきたことに非常にびっくりいたしました。というのは、この論点はもう終わったものと思っていたのです。むしろ法人の仮名処理はしないということで一致していたと理解していたものですから。一言で終わらせますけれども、やはり今まで伺っていたプライバシーの問題や、営業秘密のような本当に大きな企業利益に関わるものと違って、レピュテーションリスクというのは、法人の名前をなくすということと比較してそれほど高い利益なのかということやはり考えざるを得ないと思います。レピュテーションリスクというのは確かにあるかもしれませんが、訴訟を提起されたからといって、そこで請求されていることがそもそも判決で認められるかどうかは分からないことですし、上訴されれば確定までは分かりません。そういった手続的な問題もあるにもかかわらず、訴訟提起がすなわちレピュテーションリスクとなり、法人名を仮名で隠すべきという議論にはつながらないと思います。現在の判決データベースでは、法人名が分からない形になっていることが多く、私はこの検討会の論点で、規模を問わず仮名処理を不要とするということで、初めて正常化がされたという気持ちがあるのです。それをまた巻き戻して規模によって変えるのだということにな

ると、判決の公開の原則との抵触を感じますので、この事務局案で私は良いと思っておりますし、もう決着をつけていただきたい論点であると思っております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。この論点2につきましては、今小町谷委員からもう終わったと思っていたという御発言がありましたけれども、非常に重要な論点であり、前回御議論いただいた際にも、この資料にもありますように、基本的には仮名処理をする必要はないという意見が大勢を占めましたけれども、なお幾つかの懸念が特に中小企業等々の関係で示されたということを踏まえてもう一度御議論いただいたということになります。本日の御議論を伺う限りは、この事務局の整理、つまり法人の名称等については事業の規模を問わず仮名処理を不要とするという方向性については、反対しないという御意見と、積極的に賛成するという御意見もあり、そういうニュアンスの違いはありましたけれども、明確に反対を示される委員はいなかったものと理解をしました。もちろんその前提としましては、資料にはやはり書かれてありますように、提供契約における対応や、あるいは審級情報、未確定のものは確定していないのだというようなことも正しく理解してもらえるような情報を付するなど、更なるその利用者のリテラシーの向上という点については多くの意見が述べられたものと思います。利用者によって不当なデータの取扱い、悪意を持った二次利用というようなことがなされないような対応、情報管理機関の公益的な義務としてそういったリテラシーの向上を図っていくということも考えられるのではないかと御提案もあったかと思えます。そういう意味で、これらの環境整備と言いますか、そういうものについては引き続き取組が必要で、議論を進めるべきであるということについても概ね御異論はなかったものと理解をしました。この論点については、一応そういうことで取りまとめをさせていただくということにしたいと思えます。

それでは続きまして、論点3の方に移りたいと思えます。これも資料について事務局から説明をお願いします。

事務局：

渡邊です。スライドの13を御覧ください。論点3は、仮名処理前の民事判決情報を提供することの要否、是非について御議論をお願いしたいと考えております。

スライドの14を御覧ください。これまでこの検討会では、基本的には情報管理機関が裁判所から取得した民事判決情報は仮名処理をして利活用機関に提供していくということで、その仮名処理の適正な在り方がどういうものかということを中心に議論をしていただいております。他方で、この検討会の前に行われていた日弁連法務研究財団のPTにおきましては、多様な利活用を念頭に置いたときに、例えばビッグデータとして利用する場合等、利用者の利用目的によっては仮名処理後の民事判決情報では所期の目的を達することができず、その利活用の方法に照らして仮名処理前の民事判決情報を提供しても、訴訟関係人のプライバシー等の権利利益が損なわれるおそれがない場合もあり得る

のではないかとといった御指摘があったところでございます。こういった御指摘も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、仮名処理前の民事判決情報を提供するニーズ等があるのかどうか、その要否や是非について御議論をお願いしたいと考えております。

スライドの15を御覧ください。前提になりますけれども、本検討会におけるこれまでの議論では、適切な仮名処理の在り方として訴訟関係人が個人である場合の氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジット番号等の情報について仮名処理を行うけれども、他方において、個人を推知させる情報については一律に仮名処理の対象とはせず、個別の事情に応じて事後的に仮名処理の要否を検討するものとする、このような方向性に大きな異論はなかったところでございます。こうした仮名処理の在り方を念頭に置きますと、仮にビッグデータとして利用する場合であったとしても、仮名処理前の民事判決情報を提供する必要性が大きくないようにも思われるところでございます。この資料にもいろいろ記載しておりますけれども、こうした観点を踏まえますと、情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報を提供する必要はないという考え方もあり得るのでないかと思われまますけれども、この点について御意見を頂戴したいと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点3、仮名処理前の民事判決情報の提供についてということですが、事務局の資料におきましては、これまで御議論いただいた仮名化基準を前提とすれば、ビッグデータとして活用される場合があることを踏まえても、仮名処理前の民事判決情報を提供するまでの必要はないのではないかとという方向性が示されているところでありますけれども、この点についてどなたからでも結構ですので御質問、御意見を頂戴できればと思います。板倉委員お願いします。

板倉委員：

基本的には事務局の考え方で良いと思うのですが、1点だけ。仮名化しなかったものが役立つかなと思ったのが住所でありまして、都道府県レベルまでは恐らく出るというようなマスキングが基本かと思いますが、それより細かい住所があるともしかしたら地域分析というのができるかもしれないなとは思いました。実際の研究のニーズがあるかは研究者の委員の先生方にお聞きしたいところですので、この中だったら仮にあるとしても住所だけかなというのが私の意見で、御質問というのは委員の先生方に住所が生で出ていると何かできる研究はありますかというところです。

山本座長：

ありがとうございました。いかがでしょうか。湯浅委員お願いします。

湯浅委員：

住所が生で出ているものを逆に研究で扱うことにニーズがあるかという板倉先生の御質問ですが、少し斜めからのお答えになってしまうかもしれませんが、住所がもろに出ているデータを研究に使おうとすると、今時どこの大学でもかえって非常に審査が

うるさいと思いますので、敬遠されるのが普通ではないのかなという印象はあります。ただ、例えばメッシュで住民の何か社会福祉や住民サービスの提供等に関する研究をするなど、そういうニーズであれば確かに住所が分かった方が研究はしやすいだろうとは思いますが、それも。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

今のお話も聞いての解決策的なものですが、結局住所も完全な生はむしろ不便だということであれば、仮名化処理について常にそれぞれの利活用機関に関して一律でなければいけないということはないと思いますので、ある程度地域性を残した分析をしたいという利活用機関に関して都道府県ではない、ただ生データは情報管理機関もある程度期間が過ぎると消えてしまいますから、そこから先できるかどうか分かりませんが、例えば直近1年分を持っていて、1年分を市町村までの住所だけ仮名化のレベルを落として提供するといったようなことは許されるというふうにしていただければ、住所を使った研究もほぼ足りるのではないかと、それは今の事務局の方針でもできるのではないかなというふうに思いました。

山本座長：

ありがとうございました。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

住所の問題については次の論点に関わるところと分けて考える必要があると思っております。伝統的な法律学の研究であっても、この住所が問題になる、例えば環境訴訟とかでここまでの住所に住んでいる人は請求が認容されたけれども、ここからの人は棄却されたとか、都道府県レベルではそれは困ると思いますので、そういう伝統的な意味でもそれが必要になる場合はあるのだと思います。それは、ここの論点ではなくて、次の論点4のところ、例外的に基準と違う処理をするべき場合があるのではないかと論点の方になるのではないかと思います。他方で、この論点3にはビッグデータとしてデータを利活用する場合などと書かれていますように、そういった研究と少し違った形で、住所と板倉先生はおっしゃいましたけれども、そういうようなデータがあった方が良いということがあるのではないかと、一般論としてそれが無いとは思っていないのですが、具体的にこういう場合というふうには言えるかという、私自身がそういうデータの使い手ではないこともあって現在そういうものが出てきませんので、可能であればそれは特別な制約をした上で使えるという道を残しておいた方が良いのではないかと、思っていますが、強くそれにこだわるということは今考えていないという状況です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。私から少し事務局に対して質問なのですが、住所及び生年月日の一部と書かれていて、今の皆様の御議論は、住所に

については都道府県レベル、生年月日は恐らく年のレベルということになるのかなと思うのですが、そこまでは仮名化処理をしない。他方、市町村や月日のレベルにおいては仮名化処理をするという趣旨でこの資料を理解して御議論がされているようにも思われたわけではありますが、これはそういう前提でよろしいでしょうか。

事務局：

渡邊です。資料の記載がやや雑だったかもしれず大変恐縮でございます。今座長から御指摘のありましたとおり、住所については少なくとも都道府県レベルは仮名化をしない、それ以下の市区町村レベルでは仮名化をするという前提でございました。生年月日につきましては、生年が意味を持つのであれば生年までは仮名化をしないで、月日については仮名化をすると。もしかしたら事案によっては何月生まれというところに意味がある事案もあるのかもしれず、一律になかなか申し上げにくいところではあるのですが、基本的な方向性はそのような前提で資料を作成しておりました。御案内のとおり、民事事件は多種多様なものがございまして、先ほど御紹介いただいたような事案を含めると、一律にこの基準でというのはなかなか難しいところはあるかもしれませんが、必要最小限の仮名というところで申し上げると、先ほどのような基準になるのではないかなと思っております。

1点私の方からも皆様に質問させていただきたいのですが、先ほど請求の当否に関わるようなものとして、地域性が問題になるものがあるのではないかというような御指摘がありましたけれども、そのような請求の当否の評価に関わる事案であれば、それは評価に関わる要素として判決理由中にある程度抽象化されて記載されるのではないかと思っております。そのように考えますと、判決のいわゆる当事者欄に記載のある住所や氏名といったものは、先に申し上げたような基準で仮名をしたとしても特段問題はないのではないかと思っております。むしろ考えなくてはいけないのは、理由中の判断について何か分析に使うということではなくて、それ以外の使われ方をする場合に仮名処理の在り方としてどうすべきなのかということが問題なのかなと思っておりましたので、そのような利活用として具体的に何か考えられるところがあれば、御意見頂けたらと思っております。

山本座長：

ありがとうございます。事務局の方から御質問がありましたけれども、いかがでしょうか。小塚委員お願いします。

小塚委員：

御質問のようなことがあり得るとすると、先ほど湯淺先生が言われたような事例で、例えば人口動態や都市化の進み具合と合わせて裁判の提起される立件数や紛争の類型等を対数的に見るといった社会学的な研究のようなものはあり得るかなと思いました。他方で、渡邊さんがおっしゃる、実体的な請求に関わる場合には判決理由中に恐らく出てくる、したがって、当事者の表示としての住所は仮名化してもよい。それは恐らくそうだと思います。

ますが、ただ判決理由中に出てきても、これは住所だといって仮名化されてしまうのではないかと。つまり「原告 X1 から X10 は何市在住であるので請求を認めるが」と書いてあると、基準どおりに仮名化すると何市のところも「A 市」になってしまうのではないかと思います。先ほどの発言はそのようなことを念頭に置いた発言でございます。

山本座長：

ありがとうございました。増田委員お願いいたします。

増田委員：

消費者事件に限っての話ですけれども、例えば何県とか、そこである事業者がトラブルを起こした場合、その地域の問題ということでたくさん裁判が起こされるということもあり、全国規模で問題が発生した場合、その地域ごとによって裁判の結果が異なるというケースもあるかと思います。そして一方で、今インターネットを介した取引というのが大変多くありますので、そういう意味で言うと、あまり地域性というのに関係ないということにもなり、あと、対象年齢によってトラブル内容が異なりますので、そういう意味で言うと、年代というのは意味のある要素ということもあるのかなとは思っています。ただ、月日までは必要ないかと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

湯浅委員がおっしゃったことを少し聞き漏らしたのですけれども、法社会学的な分析をするという点で言うと、市部なのか郡部なのかなど、それから本庁所在地の住民なのか、それともそれ以外の市町村の住民なのかということで、かなり異なる分析がなされることはあり得ますね。それは民事訴訟の利用の仕方などもそうですし、それから弁護士制度を考える上でもそうですしということで、都道府県単位だけしか出てこないというのは、最終的にそうではないデータを出してもらおうということもないということになりますと、かなり情報が限られてしまうのではないかというふうに思います。

AI の分析対象として使うときにそれが必要かどうかというのは、私にはよく分からないので、やってみないとそれが重要なのかどうかというのは分からない気もしますので、少し制度が走ってから再検討せざるを得ないような気がしております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

先ほど事務局からお尋ねのあった点を中心にお答えしつつ、私の意見も併せてお伝えする形にさせていただければと思います。基本的には、住所の情報も生年月日の情報も、事案によってですけれども、かなり判決の当否に関わる評価に重要な要素となる場合というのはあり得ると思っております。まず住所の問題ですけれども、これは私も町村先生と同じ意見でして、都道府県単位ですと少し粗すぎる場合があり得ると思っております。

通常の交通事故等でも、例えば東京都と書かれていても、東京都も大都市部もあれば、具体的な自治体名を挙げると少々問題がありますので差し控えますが、山間部もありますので、どこで起こった事件なのかということが評価に影響してくるというところはあります。さらに、例えば新型コロナの対策が適当であったかどうかというような問題は、自治体ごとにより考え方や運用の仕方が違っていたということがありますので、当該区域内での感染状況がどうだったのか、当該自治体の対策の取り方、そしてその運用の仕方が適切だったのか、そういったことを併せて考慮しないと判決の評価ができないということは十分あり得ると考えられます。判決理由中に出てくるのではないかというお話もあったのですが、出てきたとしても、例えば「当該区域内の感染状況を踏まえれば」とか、あるいは「当該区域の実情を踏まえれば」とか、そのような書き方しかされない場合もあるように思います。裁判官にとっては明らかなのでわざわざ文字にして書かないけれども、見た人にとって何を言っているのか分からないというようなことがやはりあり得るのではないかという気がいたしますので、その情報を完全に落とすというのをデフォルトにしてしまうと解析ができない事案が増えるのではないかというのが私の印象です。

生年月日情報も同様でして、少し昔の事件になりますけれども、私がよく授業で取り上げる事件として未熟児網膜症訴訟というものがかつて多数提起されました。この一連の訴訟では、次第に下級審の救済基準が明確化され、厚生省研究班の報告書が出された1975年8月以降に出生し、未熟児網膜症に罹患した子供だけが救済対象になって、それ以前に生まれた子供は救済対象にならないというような判断がされていたので、その判断が適当だったかどうかということが最高裁で争われて、結論的には民集掲載の平成7年判決がその判断を覆したということがあったわけですが、やはりそれも、生まれた子供の生年月日が少なくとも月単位では分かっていると、その判決が何を言わんとしているのか、あるいはどういう子供が例外として認められたのかということが分からないわけですね。

そういったことがありますので、基本的には事案によってその種の情報も重要な評価要素になってくる場合が十分あり得ます。したがって、これはデフォルトで全部削除するというふうにされてしまうと、後ではもうどうしようもなくなりますので、基本的には細かく仮名化基準を決めていただくか、もしくは仮名化を多段階的に行うようなことで対処していただくのではどうかと思います。先ほど事務局からは、「最小限の仮名」という御発言がありましたけれども、最小限ではないからそういう問題が出てくるわけですので、本当の最小限のところだけ国の方で仮名化をするということにして、あとは情報管理機関が利活用機関に出すところでおのおの仮名化の追加を行うというところに対応してもらおうというような、2段階の仕組みを導入するというようなことも解決策になるかと思えます。いずれにせよデフォルトで全て削除するというのはあまり適当ではないような印象を持っております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小町谷委員お願いします。

小町谷委員：

もしかするとすごく特異な事例を紹介してしまうかもしれないのですけれども、以前刑事事件の被告人になっていた方が報道被害を訴えられて、多数の報道機関に名誉毀損訴訟を提起したことがあります。そのことにより名誉毀損の理論がものすごく進展したというようなことがありました。その被告人の方の名前を取ってしまうと、恐らくデータ分析をするときに漏れが出る可能性があり得るのかなという感じがします。そういう事例も極限的にはあり得ると思うので、仮名処理前の民事判決情報を提供する必要はないという原則で良いと思うのですけれども、何か特別な理由があるときに、生のデータに近いものを提供できるという仕組みを残しておかなくてよいのかという点に引っ掛かりはあります。ただ、いつまで生のデータを保管しておくのかという問題点とリンクしておりますので、それを考えたとしても保存期間が終わっているよということで対処することになるのかもしれませんが、少し気になりましたので申し上げます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いします。

板倉委員：

今ほぼ小町谷先生に言われてしまったところであるのですけれども、生データに近いものが研究にも使えるかもしれないというのは米村先生におっしゃっていただけてよく分かったのですが、今小町谷先生がおっしゃったように、生データを永久に取っておくという設計にはしていないはずですので、それとの関係が出てくると、米村先生のイメージだと、情報管理機関ではあまり仮名化していなくて、それは生データと言わずに、要するに加工したデータだけが残っている状態でも利活用機関に出して研究等に十分であって、判例データベース等の利活用機関は更にもう 1 回割と加工するというようなイメージでおられたと思いますが、そこは今までの流的にはかなり加工したものが情報管理機関で保存されていて、生データはどれくらいの保存期間か分かりませんが 1 年ぐらいで消去するというようなイメージで私はおりましたので、どこかの段階で固めた方が良くないかなとは思いました。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。事務局の方で今頂いた御意見について何かコメントはありますでしょうか。

事務局：

渡邊です。様々な角度からいろんな御意見を頂きましてありがとうございました。また、我々もいろいろ整理をするためのいろいろな視点を頂いたと思いますので、もう少し考えてみたいと思います。それから、先ほど言葉を間違えまして「最低限」という言い方をしましたけれども、米村委員がおっしゃったように最低限ではないと思いますので、その

点は改めます。失礼しました。

山本座長：

ありがとうございました。この特に住所、生年月日の一部という点については、やはり住所を都道府県単位にすると少し粗すぎるのではないかという点、我々もかつて民事訴訟の利用者調査というのをしたことがあって、本庁と支部等あるいは大規模庁などの区分で違いがあるのかみたいな調査をしましたけれども、一定程度市区町村のレベルというのが必要になる場合があるのではないかと。米村委員からは、交通事故やコロナ禍の問題等との関係でも御指摘がありました。更に、生年月日の一部というのを年だけでは足りない場合があるのではないかと、これも米村委員から未熟児網膜症訴訟の例を引いた御指摘があったところです。最後の方では、小町谷委員から、氏名についても場合によってはそれが必要になる場合があるかもしれないという御指摘もされました。これは次の論点4とも関係するところかと思えますけれども。この論点について、基本的な方向性は、この事務局の資料の方向性ということかと思えますけれども、例外をどこまで認めるのか、あるいは住所、生年月日の一部といったときの「一部」というもののデフォルトをどこに設定するのか等々、なお課題を御指摘いただいたということですので、今渡邊さんの方からありましたけれども、引き続きこれは事務局の方で検討いただくということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、以上で論点3については御議論いただいたということで、引き続きまして、この資料では最後の論点ということになりますけれども、論点4について事務局から説明をお願いします。

事務局：

渡邊です。スライド17を御覧ください。論点4は、これまで度々議論になりました事後的な是正の仕組みに関しまして、事後的な対応の要否、それから要する場合の措置の在り方について、更に深めて議論をお願いしたいというふうに考えております。

スライド18を御覧ください。事後的な措置についてはこれまでの検討会でも度々話題になったところがございますけれども、改めて事務局の方で整理しましたところ、事後的な対応の要否を検討すべき場合としては、大きく三つの場合があるのではないかと考えています。まず一つ目は、既に収録された民事判決情報のうち、当該仮名化基準の適合性に疑義があるものについて関係者の申し出を受け付ける場合。二つ目は、個別の事情に照らして仮名化基準を超える範囲の仮名処理をすべきである旨の申し出を受け付ける場合。三つ目として、仮名化基準に適合的な仮名処理がされてはいるものの、その処理がために裁判所の判断ですとか判断の過程の理解に不可欠な情報が不足してしまっているというように申し出を受け付ける場合。この三つが考えられようかと思っております。この三つのうちの一つ目については、仮名化基準に従った処理を誤っているということがございますので、その是正をすることについては特に御異論ないのではないかとお考えいただけますけれども、二つ目や三つ目の場合について、どのような場合に情報管理機関において対応すべきこととするのか、対応を要するとしてどのような措置を講ずるのか、その運用の適正を

図る観点からできる限り明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

スライド 19 を御覧ください。まず、二つ目の場合を少しこちらで具体的に検討しましたところ、例えば民事判決情報に犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者に係る個人を推知させる情報が含まれていて、精神的な被害を含む二次被害が発生するおそれがある場合ですとか、法人の名称に個人の氏名が用いられていて、当該氏名部分を仮名化しないと個人の権利利益が侵害されるおそれがある場合などが考えられようかと思えます。このような場合には、このような情報について事後的に仮名処理を行う必要があるという考え方もありそうではありますので、この辺りについて御意見を頂戴したいと思います。それから、三つ目の場合も少し具体的に検討いたしますと、例えばその仮名化基準が、訴訟関係人の氏名の全部、住所・生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等にとどまるとすれば、これに従った仮名処理が行われる場合に、裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足するという事は直ちに想定されないと考えられますけれども、この検討会におけるこれまでの議論の中では、いわゆる公人と言うべき個人の氏名については、利用者の申出に応じて例外的に仮名処理の対象外とする必要があるとの御指摘もありました。もっとも、裁判所の判断及び判断の過程の理解に当たっては、その者の役職や行為の内容はともかくとして、その具体的な氏名が必要不可欠であるとは言い難いようにも考えられるところがございます。そのほかに、②の場合に該当するとして、個人を推知させる情報等について事後的に仮名処理がされた場合については、その仮名処理のために裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足してしまうことがあり得るとは思いますけれども、このような場合はそもそも訴訟関係人の権利利益を保護する必要性から事後的に仮名処理が行われたものであることから、再度仮名処理の対象外とする必要があるか否かは慎重に検討する必要があるのではないかと考えておまして、当該情報については民事訴訟法上の閲覧制度を利用するなど、アクセスするための代替手段が考えられることからすれば、改めて仮名処理の対象外とする必要はないのではないかと考えられます。このように事務局としては整理をさせていただきましたけれども、以上のほかに事後的な対応の要否を検討すべき場合として、仮にあるのであればどのような場合が具体的に想定されて、その場合の対応の要否ですとか、要する場合の措置の在り方について御議論をお願いしたいと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点 4、事後的な措置について、特にこの資料に記載された、②あるいは③の申出を受けた場合の対応の要否、対応を要する場合の措置の在り方についてということでありませうけれども、この点につきましてどなたからでも結構ですので御意見、御質問等を頂ければと思います。町村委員お願いします。

町村委員：

もう 10 分しか居られないので先に言いたいことは言っておきますけれども、先ほどの論点 3 の話を踏まえて少し考えを変えたところがあります。③の方から先にいきますと、

個別事件の公人のようなケースで仮名化を是正するという事は、その個別事件についての報道や訴訟記録と突き合わせれば復元できるわけですし、それが禁止されない限りにおいてはこちらで仮名を外すように求める必要はないというふうには思いました。しかし、先ほど来出ているような、研究上の理由で一定範囲での仮名化を外すように求める場合というのはそういうわけにもいかないのです、仮名化処理として秘匿される住所の一部や生年月日の一部の開示を求めるということは考えられるのではないかなというふうに思ったわけです。これはもう論点 3 で仮名化処理の対象をどこまでにするのかということに全く依存している話なわけですけれども、ただ、「事案によっては」というふうには先ほど渡邊さんがおっしゃっていましたが、事案を見て仮名化の範囲を決めるというのを情報管理機関に求めるのは少し酷なような気がしますので、やはり一律にやって事後処理で調整するという方が、その分のコストを掛けたとしてもよいのかなというふうには思いました。

あと、仮名化前のデータを、研究の必要が出てくる時までずっと保持しておく必要があるのではないかなということもありますけれども、しかし一定年限でそれは解除されるというようなことになるのでしょうか。最終的に資料がなくて研究できませんというのは、最終的にはしょうがないというところもあるのかなというふうには思うのですけれども。

それから②についてですが、性犯罪やストーカー、DV の事例に関わらず推知情報も含めて秘匿処理をすべき場合というのは、現にプライバシー侵害が拡大していて、その拡大防止のために秘匿を求めるということが考えられると思うのですけれども、この点については救済として実効的かどうかということは議論があり得ますよね。そうすると、そういう道を開くということは、プライバシー侵害に対処するのだという姿勢を見せるかどうかということの意味しかないのかもしれませんが、そういう道を開いておくというのはそういう意味合いはあるのではないかなという言い方もできると思いました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。宍戸委員お願いします。

宍戸委員：

大体今の御意見に近いところがあるのですけれども、②、③が必要になるかどうかということは、要はその仮名化基準の在り方に関わっているのだらうと思います。仮名化基準が極めて精密で、また様々な場面、類型ごと、あるいは事案ごとの比較衡量をして、最終的に仮名化をどこまで、どのような場合に行うのかを決めているのであれば、②③の場合はほとんどない。強いて言えば、精密に作られた仮名化基準どおりきちんとやれていないのではないかなという、仮名化を求める側あるいは仮名化を外すことを求める側からの、言わば異議申立てのような感じで処理される、つまり①の中に吸収されるということがあろうかと思えます。しかし、これは恐らく情報管理機関のオペレーションを考えたときに現実的ではないだらうと思えます。税と同じで何か簡素で一律でとくというのと若干近い

のかもしれませんけれども、仮名化基準はある意味できっちりと決める、もちろん全ての類型に画一的に仮名化を決めることができない場面は当然あるので、ある程度の類型化があるにしても、しかし仮名化の基準自体はそれなりの人手、コストでできる程度の基準を定めてやらざるを得ないだろうと思います。そうすると、その分過剰に仮名化しているのではないか、あるいは仮名化が過小ではないかといった問題が②、③のような形で出てくるわけでありまして、それについてはひとまず道を今の段階で開いておく。そして具体的な場面の検討を通じて、仮名化基準を今後きっちり作っていくということが必要になってくるのではないのかと思います。そういうふうな大きなプロセスの中でものを考えるといたしますと、現時点において②、③はどういったものがあり得るかというのは、最終的には仮名化基準の在り方でありまして、仮名化基準がある程度示された段階で、今現時点での考えでは、②はこんな場合があり得るのではないか、③はこんな場合があり得るのではないかということをやより深掘りすることもできようかと思います。既にいろいろ御議論をいただいていると思いますけれども、これは仮名化基準の在り方に連動している話だということだけ、当たり前のお話なのですが、申し上げておきたいと思っております。

山本座長：

ありがとうございます。基本的な点の御指摘を頂いたかと思っております。鹿島委員お願いします。

鹿島委員：

直接の論点ではないのかもしれないのですが、このような事後的な対応をされる場合に併せて御検討いただければというところで一つコメントさせていただきます。このような事後的な申出がされた場合に、この基幹データベースの登載内容が変更されるものかと思うのですが、この場合に事後的な申出がなされる前に、既に公開されているデータというものをを用いてAI等が学習して生成したようなビッグデータについては、その当該申出の内容が流出するなど、直接個人のプライバシー権の侵害とかそういったところの影響というのはあまり想定されないと考えているのですが、生成されたデータの信用性であるとか倫理的な側面というところではかなり問題があるという考え方もあるかと思っております。その発出元である情報管理機関としてそのデータの是正措置を求めるなど、その対処についても併せて何らかの方針等を示す必要があるのではないかと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

仮名化基準をどうするかということをやまず大前提として決めていただくのだろうと思うのですが、その際にやはり、先ほどの議論に戻りますけれども、例えば都道府県レベルぐらい、あるいは生年の年だけにするというようなこと、それで必要に応じてそのほかを仮名処理の対象外とするという、そういう大前提を決めていただかないと、個人が裁判を受けることにハードルを感じるというふうになっていくと良くないと思っております。

で、まずそれを改めて確認させていただきたいと思います。

そして、仮名化前のデータの利用や、事後処理として対象外とするという調査や研究のために行うといったものが、それは申出をされた方のためだけに使われるのか、あるいはその他全部に波及してしまうのかというところを確認させてください。そこはどのようなことになるのでしょうか。

山本座長：

ありがとうございます。最後の点は御質問ということですので、渡邊さんが答えられる範囲でお願いしたいと思います。

事務局：

渡邊です。今この論点で御議論いただいているのは、事後的な対応をするのであれば、これは全ての方々に対して波及するものとして考えていました。一方で、個別のニーズに応じて仮名化したものを外すような仕組みを設けるべきかどうか。これは併存し得る制度設計かなとは思っていますので、そういった例外的な仕組みを設けるかどうかというのは別の論点として御議論いただく必要があるかなと思っています。少なくともこの論点については、事後的な対応をする、例えば仮名を増やす、仮名を減らすというような措置を講じた場合は、皆さんに提供すべき元のデータを変更するという趣旨で記載しております。

山本座長：

増田委員いかがでしょうか。

増田委員：

その点は理解しました。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いします。

板倉委員：

先ほど鹿島先生からあった、学習してしまったAIについてどうするのかというところですが、これは、こういう申出について請求権という構成にするのか単なる申入れにするのかはともかく、基本的にはデータとしては将来効だということを原則にしてよろしいのではないかと思います。できてしまった統計にまで及ぼせというガイドラインを作って混乱した例として次世代医療基盤法があるのですが、やはりそれは非現実的だったということで、今般恐らくその部分はガイドラインレベルでも改定されるだろうというふうに私は認識しております。学習してしまったAIは原則関係がないのだということでもよいのではないかと思います。他方で一般的なAI規制として全部それでよいかというと、それは問題意識を持っていただいたように全くないわけではないだろうというふうに思っています。ChatGPTについても、イタリアのデータ保護機関は、本人からの苦情は取りあえず聞きなさいというような命令を出して、それに従う形で欧州では運営してよいというふうになっております。この会議でそのAIの一般論までやるかというところ

はないかとは思いますが、データを加工してしまったものまでについては基本的には及ばない、既にできてしまったAIないし統計については及ばないということを前提に、苦情を全く言うてはいけないというような設計にもしなくてよいかと思います。当然できたAIはもういじることはできませんし、中がどうなっているかは見ても分からないわけですが、極端な場合はフィルタリングすることによってそれは出ないというようなことがサービスとしては可能ですので、結論から言うと、将来効だけれども苦情を言うてはいけないわけでもないというようなところが落としどころかなと思いました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いします。

米村委員：

先ほどの私の発言に対して板倉委員から御指摘があったところを伺って、少し私が正確に理解していなかったかもしれないということに思い至りまして、その点を含めてこの論点4にも関わるので質問させていただきたいと思います。仮に生データをある時点でもう削除してしまっていて、それ以降はデータの変更はできないという状況になるとすると、この事後的な措置というのもある種時限的なもので、ある時点までにこの事後的な措置の申立てをしないと、それ以降はそもそも物理的に現存する仮名化データ以上のものは何も出てこないということになりはしないかという気がします。もちろん、仮名化を強めてくれという方向の事後的な措置はいつでもできますが、仮名化の弱い情報を出してくれという形の申立ては、一定の時期以降はできなくなるという制度設計なのかどうかを少し板倉先生にお聞きしたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

板倉委員：

決まっているわけではないのであれなのですけれども、事後的にある個別の裁判例について弱いもの、つまり仮名化し過ぎだという話があり消えてしまって生データが無い場合は、もう1回裁判所からもらってやり直すということになるのではないのでしょうか。

山本座長：

この点は前にも確か議論はしたような気もするのですが、事務局の方での認識はいかがですか。

事務局：

渡邊です。仮名を外す、増やす、どちらにしてももともとの情報に当たらないと判断が付きかねるという場合はあり得るのでないかというふうに考えています。そのように考えたときに、もともと裁判所から提供を受けたデータについて、事後的な是正の仕組みとの関係で保管期間をどれくらいにするのかというのは、御指摘のように論点になり得るのだと思います。ただ、運用を念頭に置いたときに、事後的な是正の申出のようなものがどの程度生じ得るのかといったところの兼ね合いもあって、もらったものをずっと保管しておくのか、あるいは一定期間後廃棄はするのだけれども、廃棄されたものについて元となるデータに当たる必要が出た場合に、個別にまた裁判所から提供を受けるのかどう

なのか、こういった仕組みを設けておく必要があるのかというところは、御議論いただく必要があるのかなとは思っています。いずれにしても、それが現実的な運用を念頭に置いたときにどうあるべきかということかとも思いますので、当然システムを開発するに当たっても最高裁ともしっかりと協議をしていかななくてはいけないところではないかなと思っています。今のところこの程度になります。

山本座長：

米村委員いかがでしょうか。

米村委員：

すみません。大変よく分かりましたけれども、もう1回裁判所からもらうというのは、確実性に不安が残るように思いました。私はあまり裁判所の中の情報管理のやり方について詳しいわけではないのですが、少し素人目に想像すると、確実にその判決データを裁判所が保管してくれているという保証もないような気がしますので、かなり不安定な制度運用になりそうな気がしていて、可能であればきちんと生データの形で長期にわたって10年や20年ぐらいのスパンでは保管していただく方が安定した運用になるのではないかなという気がしましたが、それは私の誤解かもしれません。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

この点は正に宍戸委員から整理いただいたように、先ほどの仮名化基準の方の問題とかなりの程度依存するところがある問題だということで、どの程度細かく精緻な類型化を図って基準を定めるのかという問題とも関連するところで、この②、③というものを何らかの形でこういうことが必要になるだろうということについては、基本的にあまり御異論はなかったかと思えますけれども、どのような範囲でこれが認められていくようになるかというのは、先ほどの議論と裏腹の問題として引き続き検討をしていく必要があるところかと思えます。よろしいでしょうか。それでは、これで本日予定されていた御議論はおおむねしていただいたということになるかと思えますけれども、何か補充的な御指摘等あればと思えますが、いかがでしょうか。異委員どうぞ。

異委員：

時機を逸した発言で恐縮なのですが、最後に少し話題になっていた、情報管理機関が生データを長期にわたって持つべきなのか、それとも裁判所に照会をして取り寄せるべきなのかという話です。本当に何度も申し上げて恐縮なのですが、今回の検討会の対象がオープンデータ化のみならずデータベース化を検討するということですので、民事判決情報を網羅的に検索して必要な情報がどこにあるかが分かる状態にするという本旨に照らして、裁判所の側でどういう形でデータベースを整備していただくのかという話、情報管理機関にどういう役割を担わせるのかという話、両者の間の情報のやり取りの話を考えなければならないと思います。特に何か具体的に質問等を申し上げるわけではないのですが、データベースの在り方を検討するということは、関係する諸機関の間の

情報のやり取りまで含めた全体的な仕組みを議論するということだと思しますので、少しその点だけ最後に申し上げておきたいと思いました。

山本座長：

ありがとうございます。裁判所側のシステムとの関係もあるだろうという御指摘かと思えます。ほかにはいかがでしょうか。御発言は特段ございませんでしょうか。それでは、本日の議論についてはこの程度とさせていただきます。事務局から今後の日程等についての御説明をお願いします。

事務局：

渡邊です。本日もありがとうございました。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配布した資料のとおりとなります。議事の詳細は追って事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、次回は夏休みを挟んでということになるかと思えますけれども、引き続きどうかよろしく願いいたします。それでは、本日の会議はこれにて終了したいと思います。長時間にわたりまして熱心に御議論いただき誠にありがとうございました。お疲れさまでした。